

様々な生きがいを開発する

「ことぶきマスター」

去る七月二十七日、甲府市の県農協会館で本年度のことぶきマスター証書・バッジ交付式が行われ、本市からは十三名の方々が出席し、知事から証書とバッジが手渡されました。

元気な種をまこうじゃないか 敬老の日・老人福祉週間

人生八十年時代を迎え、高齢者福祉の問題を自分自身の問題としてとらえ理解を深めることを目的として「みんなで築こう豊かな長寿社会を」をモットーに、9月15日から21日まで、敬老の日・老人福祉週間が実施されます。この週間に次のような行事が行われます。

- 75才以上のお年寄りに県・市から敬老祝金を贈り、長寿を祝福します。
- 88才以上のお年寄り並びに結婚50年・60年の夫婦の家庭を市長ほか関係者が訪問し、記念品を贈り祝福します。
- 市内各地で長寿を祝う敬老会が開催されます。
- 県主催の「ふれあいやまなしことぶきまつり」に参加します。9月9日(日)に甲府市の小瀬スポーツ公園において行われ、本市からも90名程参加します。

「ことぶきマスター」は、お年寄りの方々が長い人生経験から培ってきた知識や技能、生活の知恵などを生かして社会参加の促進をはかり、多様な生きがいを開発するために昭和五十六年度からはじめたものです。

今年度から新たに活躍していた「ことぶきマスター」は次の方々です。

☆生活・伝承部門(敬称略)

滝吉谷子(小野)相川信春(鹿留)

平井きくの(小形山)小俣正雄

(古川渡)小俣章三(上谷三丁目)

☆芸術・芸能・趣味・教養部門

小林よ志子(法能)志村よし子

(法能)松川益子(境)亀田まち子

(夏狩)志村武光(桂町)宮下たえ子(川棚)志村あき(夏狩)伊藤千代(境)

痴呆性老人看護教室に参加しませんか

人口の高齢化に伴い痴呆性老人の問題が増えてきています。そこで保健所では家庭における看護の方法について教室を開催します。痴呆性老人を抱え看護の仕方がわからずお困りの方、お悩みの方は是非ご参加ください。

当日は、お年寄りも一緒にお出でください。保健婦がお世話します。

日時・内容

9月3日(月)午後1時30分

痴呆の理解とその対応

9月13日(木)午後1時30分

福祉制度の活用

9月17日(月)午後1時30分

介護経験者との話らい

場所

大月市大月町花咲一六〇八一三

大月保健所 三階大会議室

申込・問合先

大月保健所保健指導課 ☎(22)1271

みどり号に車庫をと 寄付

勝俣慶治さん(四日市場)から、福祉バスみどり号の車庫建設のために百三十万円の寄付がありました。

勝俣さんは市老人クラブ連合会長をつとめており、昨年赤沢泰造さんの寄付により購入された新型バスを大切にしたいという願いから寄付されたものです。

お年寄りのためにと 寄付

このたび、重森高貴さん(小野)から貸出用のベッド、車椅子の購入資金にと十萬円の寄付がありました。重森さんのお母さんは寝たきりになり、長年市のベッドを利用されておりました。

児童扶養手当制度について

◎受給資格者

次の条件にあてはまる十八歳未満の児童(一定の障害を有する場合は二十歳未満)を監護している母、または母にかわってその児童を養育している人です。

◇父母が婚姻を解消した児童

◇父が死亡した児童

◇父が一定の障害にある児童

◇父から引き続き一年以上遺棄されている児童

◇父が引き続き一年以上拘禁されている児童

◇母が婚姻によらないで懐胎し、父から認知されていない児童

◇父・母ともに不明である児童

※なお、次の場合には、手当は支給されません。

◆日本国内に住所がない

◆父または母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができない

◆労働基準法等の規定による遺族補償を受けることができる

◆父に支給される公的年金給付の額の加算対象になっている

◆里親に委託されているとき及び児童福祉施設に入所措置されている

◆父と生計を同じくしている

◆母の配偶者(内縁関係も含む)に

養育されている

母、または養育者が

◆日本国内に住所がない

◆老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができる

※昭和六十年八月一日以降に手当の支給用件に該当し、五年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、請求を行うことができないので注意してください。

◎請求の手続き

市福祉事務所へ必要な書類を添えて請求の続きをし、県知事の認定を受けなければなりません。

◎手当の支払い

四月、八月、十二月の年三回、支払い月の前日までの分が、受給者が指定した金融機関の口座に振り込まれます。なお、昭和六十年七月以前に手当を請求し、認定されている人は郵便局で手当証書により支払われます。

◎支給制限

手当を受けている人の前年の所得が政令で定める限度額以上ある場合は、その年度(8月～翌年の7月)は、手当の全部、または一部が停止されます。

問合先 市福祉事務所厚生係